

死亡届を提出された方へ

◎ 亡くなられた方について、次のお手続きが必要になる場合がございます。

内容や必要書類などの詳細については、お手数ですが各担当課へお問合せください。

内のお手続きについては市役所1階、又は各出張所でも一部取り扱っております。年金手続き・相続登記につきましては、裏面を参照ください。

内 容	担 当 課	お 手 続 き の 内 容	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録 有	市 民 課 ⑨ 窓 □	○死亡日をもって登録は抹消されます。 細断のうえ破棄してください。	<input type="checkbox"/> 済
<input type="checkbox"/> 個人番号 有 カード 通知カード	市 民 課 マイナンバー 窓口	○死亡日をもって廃止されます。	<input type="checkbox"/> 済
<input type="checkbox"/> 国民健康 有 保 険	国保年金課 国 保 税 係 ⑩ 窓 □ 医療給付係 ⑪ 窓 □	○死亡により資格がなくなります。 ア 国民健康保険被保険者証をご返却ください。 イ 『国民健康保険葬祭費請求書』をご提出ください。 添付書類 ①喪主(フルネーム)の確認できる書類(会葬礼状や葬儀領収書等), ②喪主の預金通帳	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 済
<input type="checkbox"/> 医療福祉 有 (マル福)	国保年金課 医療給付係 ⑫ 窓 □	○死亡により資格がなくなります。 医療福祉費受給者証をご返却ください。 母子家庭又は父子家庭になられた方の医療福祉制度 該当要件がありますので、国保年金課へお問合せください。	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 済
<input type="checkbox"/> 後期高齢 有 (75歳以上)	国保年金課 後 期 高 齢 者 医 療 係 ⑬ 窓 □	○死亡により資格がなくなります。 ア 『後期高齢者医療葬祭費支給申請書』をご提出ください。 添付書類 ①喪主(フルネーム)の確認できる書類(会葬礼状や葬儀領収書等), ②喪主の預金通帳 イ 後期高齢者医療被保険者証をご返却ください。	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 済
<input type="checkbox"/> 介護保険 有 (65歳以上)	介護保険課 保 険 係 ⑭ 窓 □	○死亡により資格がなくなります。 ア 『介護保険資格取得・喪失届』をご提出ください。 イ 介護保険被保険者証をご返却ください。	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 済
<input type="checkbox"/> 児童福祉 有	こども政策課 企 画 ・ 給 付 係 ⑮ 窓 □	○児童手当の受給者(人数)変更等の手続きが必要です。 認定請求や額改定請求の申請をしてください。お手続きが遅れますと支給できない場合があります。受給者を公務員の方へ変更する場合は勤務先へ申請してください。児童扶養手当や遺児養育手当は該当要件がありますので、こども政策課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 済
<input type="checkbox"/> 障害者手帳 有	障害福祉課 ⑯ 窓 □	○障害者手帳(身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、ご返却ください。 ※障害福祉サービス受給者証,自立支援医療受給者証は障害福祉課へご返却ください。	<input type="checkbox"/> 済

そ の 他	市民税課 (2階)	● 市県民税が課税されている場合、届出が必要です。 ● バイク・農耕作業用自動車・軽自動車等をお持ちの方は、お問い合わせください。
	資産税課 (2階資産税係)	● 市内に固定資産をお持ちの方は、お問合せください。
	衛生事業課 (3階)	● 水戸市公園墓地の使用者が亡くなられた場合は、届出が必要です。 ● し尿くみ取りをされていた場合は、届出が必要です。
	農業委員会 (5階)	● 相続により農地の権利を取得したときは、届出が必要です。
	水道部給水課 (6階)	● 相続により給水装置を取得したときは、届出が必要です。
	下水道計画課 (6階)	● 浄化槽の管理者が亡くなられた場合は、届出が必要です。
茨城県住宅管理センター 電話 029-297-8360		● 公営(市営・県営)住宅にお住まいの方は、届出が必要です。 左記「茨城県住宅管理センター」へお問合せください。

年金案内

亡くなられた方が、次の年金を受給していたときは、未支給年金又は死亡の届出のお手続きが必要で
 ます。必要書類は、年金の内容により異なります。

※ 詳しい内容については、各手続先にご確認ください。

受給されていた年金	必要書類	手続（請求）先
老齢基礎・厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金	○必要書類は、各手続先にご確認ください。 ○共済組合に加入したことがある方は、共済組合でお手続きが必要になる場合がありますので、各共済組合にご確認ください。	○年金事務所 ※要予約 水戸北年金事務所 029-231-2283 ○各共済組合
※以下のいずれかのみ受給 障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金	○必要書類は、国保年金課国民年金係にご確認ください。	○水戸市役所 国保年金課国民年金係（④窓口） 029-232-9529（直通） ○赤塚・常澄・内原出張所

注意事項

- 【戸籍の申請】 亡くなられた方の戸籍を申請する場合は、死亡届出後、一定の期間がかかります。
- 【死亡一時金】 3年以上国民年金の保険料を納付した方が年金を受けずに死亡したときには、死亡一時金を請求できることがあります。
- 【寡婦年金】 国民年金の納付済期間等が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したときには、寡婦年金を請求できることがあります。婚姻期間、年齢等の条件があります。

相続登記

土地や建物などの不動産の相続が発生した場合、相続登記が必要になります。

なお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。詳細は最寄りの法務局へお問い合わせください。（水戸地方法務局不動産登記部門 TEL 029-227-9922）

※上記以外でも、税務署（準確定申告）、運輸支局（車両の所有者変更）等のお手続きが必要になる場合がございます。ご不明な点は、各機関にお問い合わせください。

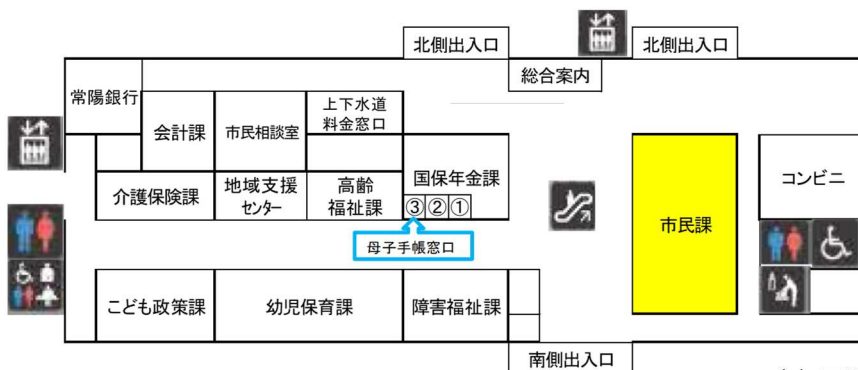
《お問い合わせ先》 水戸市役所 水戸市中央1丁目4番1号

代表電話番号 029-224-1111

＊お問合せの際は、担当課・係名をご指名ください。

＜出張所案内＞

- 赤塚出張所 水戸市大塚町1851番地の5 TEL 029-251-3211
- 常澄出張所 水戸市大串町2134番地 TEL 029-269-2111
- 内原出張所 水戸市内原町1395番地の1 TEL 029-259-2211



《市役所1階案内図》